

# 令和3年 第7回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年8月30日(月) 15時00分 から 15時30分

2. 開催場所 東神楽町役場 2階 研修室1

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 長野 泰定

主査 宮原 健太

主事 武田 翔太

## 開会

事務局長

定刻になりましたので、只今から始めたいと思います。只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、東神楽町農業委員会、総会を開会いたします。農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は5番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農業・農業者の代表として誇りと責任ある行動に努めます。ご着席ください。それでは、会長からごあいさつをいただきます。

## あいさつ

会長

それでは、第7回通算714回の総会に先立ちましてひとことご挨拶申し上げます。本日、秋に向けての作業で大変お忙しい中、全員出席いただきましたこと大変ありがとうございます。北海道でまた緊急事態宣言が発出されたということで、特定地域ではないにしても、東神楽でも陽性者がポツラ・ポツラと出ているということですね。我々の近辺にもコロナが迫ってきているということで、秋に向けて感染対策それぞれお気をつけていただきたいと思います。7月はですね。非常に雨が少なくて。干ばつなど、非常に心配していましたが、8月に入りまして平年並みの雨量がみられたのかなと思います。遅かったですが、降らないよりはましかと思っております。また、今年に関してお米の方はですね。値段の方が、まだ出ていないということですね。我々、米農家としては、心配な出来秋を迎えるのではと思っております。明日の午後。仮渡金ということで出る予定ですが、そちらが決定した中で農協が検討していきたいということです。本日終わりましたら、秋作業の繁忙期ということで総会はありませんけれど、また本日非常に案件少ないんですが、慎重なご審議よろしく願います。

## 会議録署名委員

会長

それでは<日程第1> 農業委員会会議録署名委員の指名について、本日は10番、伊藤委員。11番、藤田委員です。

## 【報告】概況報告

会長

<日程第2> 報告第1号 農業委員会の概況報告について、事務局より願います。

武田主事

はい。令和3年7月29日以降における農業委員会の概況について報告いたします。8月13日に旭東東神楽地区国営事業推進協議会団体長会議・本部推進期成会単代会議 合同会議に小足会長に出席いただいております。本日8月30日に東神楽町定例表彰式に小足会長に出席いただいております。以上です。

## 【議案】農地法第18条第6項の規定による通知

会長

<日程第3> 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

武田主事

はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。番号3番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」。他4筆。総面積が128,668㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、令和3年8月1日。土地の引渡日については、令和3年8月29日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事

由といたしましては、売買を予定しているため、解約したいということとなっております。当初契約期間、平成27年3月31日から令和7年3月30日までの強化法で結ばれたものを解約するものとなっております。こちらは、当該農地ですが、次議案にて公社買入が入る土地となりますので、今回賃貸契約の解約となります。以上です。

会長 農地法18条第1項に係る許可を要しないものであることが確認できたため、適法な解約いたします。

**【議案】農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定**

会長 続きます。<日程第4>議案第2号 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局より説明願います。

武田主事 はい。それでは農用地利用集積計画の決定についてご説明をさせていただきます。今回所有権移転が1件となっております。

武田主事 番号20番です。所有権の移転を受ける者、公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」。他4筆。総面積が128,668㎡。こちら売買となっております。所有権の移転日は本日で、対価の支払い期限は10月14日までとなっております。売買価格につきましては、12,870,000円。反当価格につきましては畑で100,000円となっております。こちらの農地保有合理化事業の買入となっております。以上です。

会長 担当、蒔田委員。

蒔田委員 では、私の方から説明させていただきます。〇〇さんなんですが、お父さまが〇〇さんで昨年3月に亡くなっておられます。そのため今年度、〇〇さんの方に権利の移動。遺産相続をしまして〇〇さんの方に移りました。それで今回、6月にあっせんの申出がありまして、公社を通して買入の話が進むこととなりました。で、今後の話なんですが、先ほどの件でもありましたが、今借り入れされているのが〇〇さんでありまして、今後公社を通して買入れするのも〇〇さんのほうになります。で、今までずっと〇〇さんの方で管理されている土地であったので、正当な取引ということでお話聞いた中では全然問題ないと思っています。慎重・審議のほう、よろしくお願いいたします。

会長 はい。担当委員の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございますか。無ければ決定いたします。

各委員 なし

会長 無ければ決定いたします。

**【議案】その他**

会長 続きます。<日程第5>その他

事務局 ①10月総会の日程について

事務局 ②農地パトロール（遊休農地に関する調査）について

会長 それではみなさまから何かございますでしょうか。

各委員 ないです。

事務局

会長 なければ忙しい時期でありますので、今日に関しては、研修うんぬんもなしということで、こちらの方で総会を閉めたいと思います。